

令和3年度 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)
修了考査筆記試験問題

建設業災害防止協会滋賀県支部

◎合格基準

- (1) 修了考査の採点は、受講者が受講した各科目の配点の合計をもって満点とする。
- (2) 合格は、受験した各科目の得点が各科目の配点の40パーセント以上であって、かつ、受験した科目の得点の合計が、受験した科目の配点の合計点の60パーセント以上である場合とする。
- (3) 前項の合格基準に合致しない者及び不正行為を行った者は、不合格とする。

※この用紙は、問題のみです。答えは解答用紙に記入して下さい。

科目1:建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1 (配点:10点)

1. 「建築物石綿含有建材調査」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」の2種類で、「維持管理のための建築物調査」は含まれていない。
- ロ. 書面調査、現地調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合も、石綿含有建材がない旨の建物調査報告書を作成し、建築物の所有者等で調査を依頼した者に提出する。
- ハ. 事前調査及び分析の結果の記録等は、工事終了後、1年間保存しなければならない。
- ニ. 現在では、製造禁止前から使用されている全ての石綿含有製品の継続使用は、禁止されている。

2. 「石綿の定義、種類、特性」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿とは、自然界に存在する硫酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の全ての総称である。
- ロ. 石綿の特性として、引張りには弱い、摩擦・摩耗には強い点がある。
- ハ. 石綿の特性として、電気を通しにくい、細菌・湿気に弱い点がある。
- ニ. レベル1の石綿は、もっとも飛散性が高い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれる。

3. 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 石綿累積ばく露量(石綿ばく露濃度×石綿ばく露期間)と、石綿関連疾患の発症には相関がある。
- ロ. 石綿ばく露と喫煙が重なると、肺がん発症リスクは相乗的に高くなることが知られている。
- ハ. 石綿等を取り扱う工場等の敷地境界における石綿粉じん濃度は、大気汚染防止法において、規制基準として、10f/Lが定められている。
- ニ. 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強いが、潜伏期間は短い。

4. 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業(建設業以外)」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては、中皮腫が最も多い。
- ロ. 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1975(昭和50)年以前の建築物は優先順位が最も高い。
- ハ. 建築物に使用されている吹付け石綿の目視による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確ではない。
- ニ. 吹付け石綿が使用されている建築物では、物理的な接触により石綿の飛散が発生する。例えば、天井面へポールや棒を当てる場合は12～18f/Lで、ほうきでこする場合も、石綿繊維の気中濃度差はないという結果が報告されている。

科目2:建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2(配点:10点)

5. 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)では、建築物等の分別解体等のための調査が義務づけられているが、自治体の条例では調査義務が課せられていない。
- ロ. 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果は、工事期間中保管していれば、掲示は不要である。
- ハ. 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当する。
- ニ. 解体等工事が平成18(2006)年9月1日以降に工事着手した建築物の解体、改修等の建設工事に該当する場合でも、特定建築材料の有無の目視調査は必要である。

6. 「リスク・コミュニケーション」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることは重要ではない。
- ロ. 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。
- ハ. リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析があるが、関係者との議論は含まれない。
- ニ. 日本国内において、石綿の飛散防止に関して周辺住民等とのリスク・コミュニケーションが図られ、工事が円滑に進むことを期待し、環境省から「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションガイドライン」が2017(平成29)年に公表されている。

7. 「石綿含有建材調査者」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 解体・改修工事の施工者や建築物の所有者などは、石綿含有建材調査者又は石綿作業主任者の実施した調査結果に基づいて、工事の施工方法を決定したり、使用中の石綿含有建材に対する対策を講じる。
- ロ. 石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報に関する機密保持義務がある。
- ハ. 建築物の調査結果は、解体・改修工事の施工方法や、その後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価などにも大きく影響する。
- ニ. 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、適切な試料採取と精確な分析評価を実施しなければならない。

8. 「事前調査の具体的手順の例」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿含有」とみなすことが基本となる。
- ロ. 現地調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、書面調査結果を優先する。
- ハ. 事前調査は、現地調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してもよい。
- ニ. 現地調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、報告書にその旨を記載する必要はない。

科目3:石綿含有建材の建築図面調査(配点:35点)

9. 「建築一般」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 建築基準法において「梁及び構造上重要ではない小ばり」は、建築物の主要構造部である。
- ロ. 建築基準法において「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、隣地境界線及び道路の中心線よりそれぞれ1階にあっては3m以内、2階以上にあっては5m以内の距離にある建物の部分をいう。
- ハ. 建築基準法において「床及び構造上重要ではない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床」は、建築物の主要構造部である。
- ニ. 建築基準法において「屋根及び構造上重要ではないひさし」は、建築物の主要構造部である。

10. 「建築一般」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30分間」である。
- ロ. 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が異なる。
- ハ. 建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- ニ. 建築基準法において、「1時間耐火」よりも「2時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。

11. 「建築設備」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 昇降機のシャフト(昇降路)には、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿が施工されている場合がある。
- ロ. ペリメータカウンターには、空調設備が設置されていることが多いが、配管の石綿含有保温材やファンコイルユニットの吸音のために吹付け石綿は使用されていない。
- ハ. 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれない。
- ニ. 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に使われているが、ボイラー室の壁や天井には、吹付け石綿は使用されていない。

12. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「バーミキュライト」と「水」である。
- ロ. 石綿含有吹き付けパーライトは、耐火被覆が必要とされる部位に使用されている。
- ハ. 石綿含有吹き付けロックウールの石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として半乾式(半湿式)工法が開発され、現在では半乾式工法により石綿が含有されていない吹き付けロックウールが施工されている。
- ニ. スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル1に該当せず、飛散性は無い。

13. 「石綿含有建材」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 1980(昭和55)年にロックウール工業会の自主規制により、会員各社が石綿含有吹付けロックウールの使用を中止し、ロックウール工業会所属のメーカー各社は、石綿を添加しないロックウールだけのものに変更したので、1980(昭和55)年以降は石綿含有吹付けロックウールが施工されていた可能性はない。
- ロ. 吹付けパーミキュライトには、吹付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として添加されているケース以外に、不純物として石綿を含有するケース(天然鉱物由来の石綿)がある。
- ハ. 人工軽量骨材であるパーミキュライトは、一般的にはパーミキュライト(雲母状を呈している含水けい酸塩鉱物)を高温(800～1,200℃)で焼成し、膨張(5～20倍)させたものであり、白銀色～黄金色で、比重は0.08～0.4である。
- 二. 石綿含有建材の最終製造年はあくまで目安であり、使用時期以降でも石綿を含有している場合があるので注意する。

14. 「石綿含有建材」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. けい酸カルシウム板には第一種と第二種があり、第一種はレベル3の建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。
- ロ. 保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「パーライト保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- ハ. 石綿を含有している耐火被覆板は、1920年代から建築物、構造物、船舶などに多く使用されており、高温や低温の液体用の配管用鋼管、タンク、タービン、焼却炉の外周部などの保温、断熱、防露を目的として使用されていた。
- 二. 石綿を含有している断熱材には、煙突用石綿断熱材と屋根用折板石綿断熱材があり、多くの煙突は円筒型であるが、角型の煙突に対しては平面の形状をした煙突用石綿断熱材が使用された。

15. 「石綿含有建材」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. レベル3の石綿含有建材の製造時期は種類によってまったく違う。
- ロ. 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期又はそれぞれの材料の製造時期のいずれか一方を把握することが大切である。
- ハ. レベル3の石綿含有建材は事業用の建築物だけでなく、一戸建て住宅等などにも幅広く使われている。
- 二. レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも非常に少ない。

16. 「石綿含有建材」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品の厚さが厚く、踏み割れることはない。
- ロ. 石綿含有パーライト板は、主に、一般住宅の軒天井材に使用されている。
- ハ. 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地には使用されていない。
- 二. 石綿含有窯業系サイディングには、「木繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント・けい酸カルシウム板系」の3種類があり、「木繊維補強セメント板系」については、石綿を原料としたものはない。

17. 「書面調査の実施要領」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 石綿調査の第1段階は、試料採取および分析から始まる。
- ロ. 書面調査は、現地調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略すべきでない。
- ハ. 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手し、所有者へのヒアリングなどを行う。
- ニ. 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、現地調査の計画を立てるために行う。

18. 「図面の種類と読み方」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 施工図の内容は詳細事項が多いため、解説量が豊富で専門知識がなくても理解できる。
- ロ. 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアし、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
- ハ. 建築物を建設するにあたり、担当官庁(建築指導課・消防署など)に建築物を建てる許可を得るために「総合仮設計画申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を総合仮設計画図と言う。
- ニ. 竣工図は、竣工時に設計図書(建築確認図を含む)を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面なので、テナント工事の未記入、修正ミス、記入漏れはほとんど無く、現場との整合が取れている。

19. 「図面の種類と読み方」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合でも、建築物売買の際に建築図面が必要となるため、建築図面が紛失されているケースはほとんどない。
- ロ. 内部仕上表は、室内に「表し」となっている仕上面の資材が記載されているだけで、間仕切壁や天井裏、ペリメータカウンター内や外壁等の裏打ちなどの直接見ることのできない部分の建材については記載されていないため、留意が必要である。
- ハ. 矩計図や矩計詳細図には、断面詳細が記載されており、建築物の納まりや寸法などを読み取ることが可能であるが、天井の裏側や梁と外壁との関係は読み取ることができない。
- ニ. 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できない。

20. 「図面の種類と読み方」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 建築図面などを借用する場合、複製であれば、使用後は返却しなくてもよい。
- ロ. 建築図面などの借用時には、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明は特に必要ない。
- ハ. 発注者等へのヒアリングは、依頼者、立会者を対象とするが、過去の工事の経緯をよく知ってるからといって、よく工事を依頼している特定の工事会社も対象として行うことは情報漏えいの観点から望ましくない。
- ニ. 建築図書などの借用時には必ず借用書を作成し、返却の際は図面・書類を借用書に基づき返却を確認する。

21. 「石綿含有建材情報の入手方法」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は、公表されて以降、無断改変による混乱を避けるため更新されていない。
- ロ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」で検索した建材(商品)がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。
- ハ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。
- 二. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間、石綿の種類・含有率等の情報が検索できる。

22. 「書面調査結果の整理」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 網羅的調査(現地調査の準備)とは、解体や改修を行う部位の「全ての建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。
- ロ. 書面調査結果の整理は、「1.建物所有者から借用した設計図書をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
- ハ. 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、石綿障害予防規則で定められた様式を使用しなければならない。
- 二. 建築図面が全くない場合、推測で図面を作成することは認められないため、各階の概略平面図は作成すべきではない。

科目4: 現地調査の実際と留意点 (配点: 35点)

23. 「現地調査の流れ」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があり、再調査は正確性や依頼者からの信頼を失うもととなる。
- ロ. 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。
- ハ. 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によらず同じである。
- 二. 現地調査では、調査に必要な人数は何人か、調査できる時間やどのような前段取りや機材が必要か、予想される事態は何かなど調査全体にわたる計画を事前に検討しておくことが必要である。

24. 「事前準備」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要となるが、調査対象の現場の状況は行ってみないとわからないので、事前に準備する必要はない。
- ロ. 調査時の装備について、「点検」、「調査」、「巡視」などと表示された腕章を装着したり、名札を首から掛ける必要は特にない。
- ハ. 事前調査は、高所であっても危険を伴う作業ではないので、墜落制止用器具を着装する必要はない。
- 二. 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク(RS3又はRL3)と同等以上の性能を有するものとする。

25. 「現地調査の実施要領」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 採取した試料の採取用密閉容器(チャック付きポリ袋)などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのが効率的な調査方法である。
- ロ. 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているので、建築時期が分かることで石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な要素の一つとして参考にすることができる。
- ハ. 現地調査に臨む基本姿勢として、事前調査の結果に基づく調査対象に則した動線計画は、動線を検討する時間を考慮しても、結果的には労力と時間の節約になる。
- ニ. 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認することは重要である。

26. 「現地調査の実施要領」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者に対しては、事前調査は除去等の作業とは異なり、安全衛生上のリスクがないので、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則などの規制対象外である。
- ロ. 調査にあたっては書面調査のみで判断せず、令和3年4月以降は、平成18年9月の石綿の製造、使用等の禁止以降に着工した建築物等を除き、必ず現地調査を行い、現物を確認することが必要である。
- ハ. 現地調査における「目視」による調査とは、「単に外観を見ること」で、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠について調査する必要はない。
- ニ. 石綿含有建材の使用の有無については、改修工事が行われた場合でも、設計図書等に必ず明記されている。

27. 「現地調査の実施要領」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. レベル1の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないという判定を行わないこと。
- ロ. レベル2の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第二種は「表示」により石綿含有の有無について判断できる場合がある。
- ハ. 現地調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、分析を行わないで石綿含有と「みなす」ことも認められている。
- ニ. 安全措置が確保ができていないような箇所では、無理をしないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。

28. 「現地調査の実施要領」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿含有成形板の裏面確認において、認定番号からは、「不燃」「準不燃」「難燃」の区別はつかない。
- ロ. 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示の可能性はないため、一つの表示で判断できる。
- ハ. 改修工事において、部屋全体を貼り替えた場合は、他の部屋に比べ、天井軽鉄下地や吊りボルトの色や形が他の部屋と違う場合があるが、このような場合の天井ボードの試料採取は「古い方の材料」からだけでよい。
- ニ. 天井点検口の材料は、天井使用材とは異なる可能性があることを考慮する。

29. 写真の建材の裏面から得られる情報イ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ロ. アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。
- ハ. 無石綿と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。
- 二. 国土交通大臣認定不燃材料 NM-8314は、メーカー名を調べる手がかりとなる。



30. 「試料採取」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 複数の場所で採取する場合は、採取場所ごとに、採取用具は洗浄し、手袋は使い捨てを使用する等、他の場所の試料が混入しないように十分注意する必要がある。
- ロ. 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、その接着している材料は、剥離しないこと。
- ハ. 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄するが、手袋は一日の作業終了時に洗浄して1週間程度は使い続ける。
- 二. 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「均一」である。

31. 「試料採取」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 主成分が「バーミキュライト」主体の吹付け材に関しては、厚み1mm以下がほとんどのため、この場合は「10平方センチメートル角程度」の試料採取を行う。
- ロ. 石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることは無いので、試料採取時には、注意する必要はない。
- ハ. 耐火被覆材には、「吹付け材」、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第二種」、「耐火塗材」がある。
- 二. 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地の中間地点までの試料の採取を前提に行う。

32. 「試料採取」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、実際に使用されている「製品名」を特定することは難しいので、分析により判定する。
- ロ. 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の2箇所から1箇所当たり100平方センチメートル程度を目安に試料を採取する。
- ハ. 複層仕上塗材は表面に凹凸模様のテクスチャー(質感)が付与されていることが多く、これらの凹凸部分を形成している主材は、どの部分であっても組成は均一である。
- 二. 形成板の試料の採取は、試料採取範囲から3箇所を選定して、1箇所あたり100平方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。

33. 「現地調査の記録方法」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

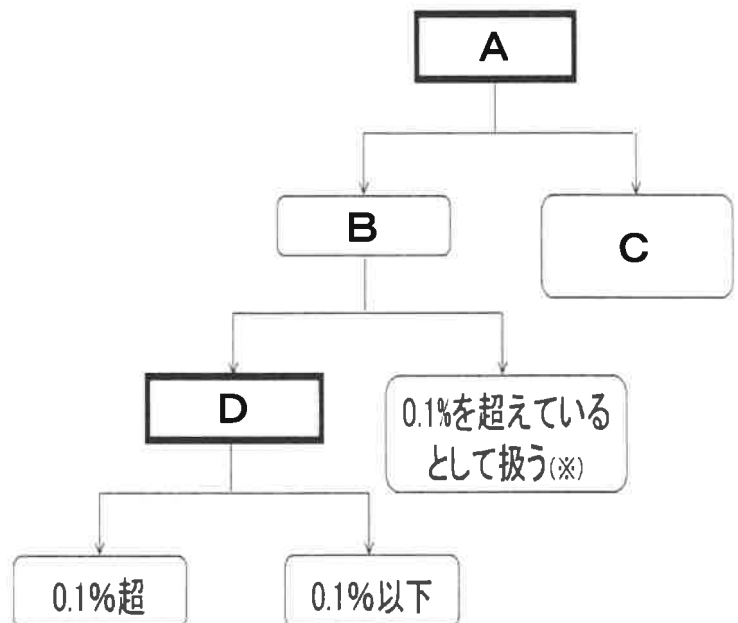
- イ. 撮影時のカメラの画素数は、国土交通省電子納品に関する要領・基準におけるデジタル写真管理情報基準に準ずる必要はない。
- ロ. 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、記憶違いや記載ミスをなくするため、各部屋の調査が終了するごとに調査メモを作成する。
- ハ. 石綿含有建材調査者は、維持管理の注意事項を調査報告書に記載する際に、「年に数回程度の入室者」「将来の改修工事の作業員」に対して、粉じんばく露の可能性のあることを伝える必要はない。
- ニ. 現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。

34. 「建材の石綿分析」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- ロ. 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことも可能である。
- ハ. 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定性分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定量分析方法」がある。
- ニ. 石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。

35. 下図は、石綿含有分析の流れ(概要)である。選択肢イ、ロ、ハ、ニは、表中の空欄A、B、C、Dに該当する用語を示したものである。組合せとして正しいものを選びなさい。

- イ. A) 定量分析
B) 含有あり
C) 0.1%以下(不検出)
D) 定性分析
- ロ. A) 定量分析
B) 含有あり
C) 0.1%を超えているとして扱う
D) 定性分析
- ハ. A) 定性分析
B) 含有あり
C) 含有なし
D) 定量分析
- ニ. A) 定性分析
B) 含有あり
C) 0.1%以下(不検出)
D) 定量分析



36. 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領後は、分析機関から送られてきた結果には間違いはないため、特にチェックを行う必要はない。
- ロ. 部屋別の現地調査個票と、部屋別の写真は別々に取り纏める。
- ハ. 試料を分析機関に送付後、部屋別の現地調査個票を下書き程度でもよいので、調査日からあまり時間を経ずに、忘れないうちに部屋別に整理しておくことが望ましい。
- 二. 石綿含有建材調査者は、建築物所有者から調査結果の説明を求められた場合には、「石綿含有の有無」を簡潔に説明すればよいので、「含有していた場合のリスク」及び「今後の維持管理の方法」についての説明は必要ない。

科目5: 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 (配点: 10点)

37. 「現地調査総括票の記入」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 建築物の概要欄における建築物所在地は、「地番・家屋番号」を記入する。
- ロ. 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋については誤解を招かないよう記載しない。
- ハ. 今回調査できなかった箇所欄において、部屋への立ち入りができず検体採取ができなかった等の問題で、試料採取が不可能な箇所については、その詳細は記載しなくてよい。
- 二. 所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、調査・分析した時期は重要であり、所有者に調査時期による調査の不足を理解してもらうように努める。

38. 「現地調査個票の記入」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 部屋ごとの記入における劣化度の判定は、石綿含有建材調査者の技術として重要であり、必須の記入項目であり、十分な知識と経験、正確性と公平性、普遍性が求められていることに留意する。
- ロ. 同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどをすることは避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
- ハ. 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称での記載は不可である。
- 二. 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。

39. 「調査報告書の作成」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに現地調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
- ロ. 現地調査個票は調査した「部位」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
- ハ. 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
- 二. 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、石綿含有建材調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果だったなど、少しでも疑義があった場合は、分析機関に問い合わせ、原因を把握することが重要である。

40. 「所有者等への報告」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。
- ロ. 建築物の所有者等へ調査報告書には、現地調査総括票、現地調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれる。
- ハ. 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。
- ニ. 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。